

四日市市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第37号

四日市市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

四日市市食品衛生法施行細則（平成20年四日市市規則第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「施行規則」という。）、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準」という。）、食品衛生の措置基準等に関する条例及び三重県食品衛生法施行条例（平成12年三重県条例第8号。以下「条例」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「施行規則」という。）、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「省令」という。）、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準」という。）、食品衛生の措置基準等に関する条例及び三重県食品衛生法施行条例（平成12年三重県条例第8号。以下「条例」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(食品衛生監視票の交付)</p> <p>第3条 <u>法第30条第2項の規定に基づき、監視指導を受けた者は、食品衛生監視票交付申請書（第1号様式）によ</u></p>	<p>(食品等製造業営業等の届出)</p> <p>第3条 <u>令第35条に掲げる営業以外の食品及び添加物並びに器具、容器包装又はおもちゃ（規格基準の適用を受け</u></p>

り食品衛生監視票の交付を申請することが
ができる。

(管理者の届出)

第4条 施行規則第49条の規定による
届出は、食品衛生管理者選任(変更)届
出書(第2号様式)によるものとする。

(営業許可の申請等)

第5条 施行規則第67条の規定による
申請及び施行規則第70条の2の規定
による届出は、営業許可申請書・営業
届出書(新規・更新)(第3号様式)に
よるものとする。ただし、令35条第
1号の飲食店営業のうち、屋台、露店
等の簡易な施設での臨時営業等(以下
「露店営業等」という。)については、
別に定める。

2 法第55条第1項の規定による営業
の許可を受けた者(以下「許可営業者」
という。)から当該営業を譲り受けた者
が前項の営業許可申請書・営業届出書
(新規・更新)(第3号様式)を提出す
るに当たっては、施行規則第67条第

るものに限る。)の製造業を営もうとす
る者は、食品等製造業営業届出書(第
1号様式)により保健所長に届け出る
ものとする。

2 法第62条第3項に規定する施設
(以下「給食施設」という。)を設置す
る者は、当該施設により食品の供与を
開始しようとするときは、あらかじめ
業務開始届出書(第2号様式)により
届け出るものとする。

(管理者の届出)

第4条 法第48条第8項の規定による
届出は、食品衛生管理者設置(変更)届
出書(第3号様式)によるものとする。

(営業許可の申請等)

第5条 施行規則第67条第1項及び第
2項に規定する申請は、営業許可申請
書(第4号様式)によるものとする。

2 食品衛生法等の一部を改正する法律
(平成30年法律第46号)附則第9
条の規定による届出は、営業届(第5
号様式)によるものとする。

5項に掲げる事項（第8条の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。

3 許可業者から当該営業を譲り受けた者で、前項の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を第1項の営業許可申請書・営業届出書（新規・更新）（第3号様式）に添えて、提出しなければならない。

4 許可業者が、許可の有効期限満了後も引き続き同一の営業をしようとする場合は、当該許可の有効期限満了日の10日前までに営業許可申請書・営業届出書（新規・更新）（第3号様式）を提出するものとする。

（飲用に適する水）

第6条 施行規則第67条第5号に規定される「飲用に適する水」は、次のとおりとする。

- (1) 三重県小規模水道条例（昭和41年三重県条例第40号）第2条第3項の水道施設から供給される水
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める水

（許可業者の地位承継の届出）

第7条 施行規則第68条第1項、69条第1項及び第70条第1項に規定する地位の承継の届出は、地位承継

（営業許可申請事項の変更の届出）

第6条 施行規則第71条の規定による届出は、届出書（第5号様式第6号様式）によるものとする。

（廃業の届出）

第7条 法第52条第1項に規定する営業の許可を受けた者が、当該営業を廃止したときは、届出書（第5号様式第

届出書(第4号様式)によるものとする。

(申請事項の変更の届出)

第8条 施行規則第71条の規定による届出は、変更届出書(第5号様式)によるものとする。

(廃業の届出)

第9条 施行規則第71条の2の規定による届出は、廃業届出書(第6号様式)により営業許可証を添えて、営業廃止後速やかに行うものとする。

6号様式)により許可書を添えて届けるものとする。

2 前項の規定は、営業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は清算人(合併により解散した場合にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の代表者)の届出について準用する。

3 第1項の規定は、第3条の規定により営業等の届出をした者が当該営業等を廃止した場合について準用する。

(許可営業者の地位承継の届出)

第8条 施行規則第68条第1項に規定する届出は、承継届出書(第7号様式)によるものとする。

2 施行規則第69条第1項に規定する届出は、承継届出書(第8号様式)によるものとする。

3 施行規則第70条に規定する届出は、承継届出書(第9号様式)によるものとする。

(食品衛生責任者の資格)

第9条 食品衛生の措置基準等に関する条例の一部を改正する条例(令和2年三重県条例第20号)による改正前の食品衛生の措置基準等に関する条例(平成12年三重県条例第8号。以下「旧条例」という。)別表第1の第1の7に規定する食品衛生責任者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 調理師又は製菓衛生師の免許を有する者
- (2) 四日市市における食品衛生管理講座又は三重県若しくは他都道府県における食品衛生責任者要請講習を修了した者
- (3) 令第9条第1項第3号に該当する者
- (4) 大学又は短期大学において、栄養学、農芸化学等食品衛生に関係ある学科を修了した者
- (5) 食品衛生管理者、食鳥処理衛生管理者又は船舶料理士
- (6) 一般社団法人三重県食品衛生協会の食品衛生指導員
- (7) 前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると市長が認めた者

2 許可営業者が死亡し、又は解散により営業を継続することができない事情が生じた場合にあっては、その相続人又は清算人（合併により解散した場合にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の代表者）が前項の届出を行うものとする。

（食品衛生責任者の氏名の掲示）

第10条 許可営業者は、施行規則別表第17の1の項イの規定により定める食品衛生責任者の氏名を当該営業の施設の見やすい位置に掲示するよう努めなければならない。

（食品衛生責任者の設置等の届出）

第10条 営業者は、食品衛生責任者を設置したとき又は変更したときは、届出書（第6号様式）により保健所長に届け出なければならない。

2 前項の届出に当たっては、資格を証

(法に規定する営業許可及び営業届出の対象外となる食品等事業者の届出)

第11条 法第55条に規定する許可及び法第57条に規定する届出の対象となる営業（法第68条第3項において準用する場合を含む。）以外の食品等事業のうち、以下に該当する事業を営もうとする者は、業務開始届出書（第7号様式）を保健所長に届け出るものとする。

(1) 学校、病院その他の施設において継続的に特定かつ少数の者に食品を供与する事業

(2) 福祉を増進することを目的に高齢者等に対して飲食物を調理し、及び喫食させる事業

(3) 器具又は容器包装（令第1条に規定する材質以外の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。）又は法第68条第1項に規定する乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃの製造をする事業

2 前項の届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があったときは、保健所長に変更届出書（第5号様式）により届け出るものとする。

3 第1項の届出をした者は、当該事業を廃止したときは、事業廃止後速やか

する書類を提示するものとする。

(食品衛生責任者の氏名の掲示)

第11条 営業者は、食品衛生責任者の氏名を当該施設の見やすい位置に掲示しなければならない。

2 前項に規定する掲示は、標札（第10号様式）により行うものとする。

に保健所長に廃業届出書（第 6 号様式）により届け出るものとする。

4 保健所長は、第 1 項の届出があったときは届出済証（第 8 号様式）を交付するものとする。

（適用除外）

第 1 2 条 条例第 3 条の規定により、食品衛生上支障がないと認め、条例の規定を適用しない場合とは、次の各号のとおりとする。

(1) 令第 3 5 条第 1 号の飲食店営業のうち、露店営業等については、市長が別に定める基準を適用する。

(2) 令第 3 5 条第 4 号の魚介類販売業のうち、魚介類の処理を行わない営業その他これに類する営業については、処理室その他魚介類を処理するための設備の設置を要しないものとする。

(3) 作業工程上不要であることが明確である施設又は設備がある場合は、その設置を要しないものとする。

（営業許可証等の交付）

第 1 3 条 保健所長は法第 5 5 条第 2 項

（検査用食品の保存）

第 1 2 条 給食施設の設置者は、給食を調製したときは、当該調製した食品を検査用として保存しなければならない。

2 前項及び旧条例別表第 1 の第 1 の 1 4 に規定する検査用食品の保存は、同時に 3 0 人以上の同一食品を調製したときは、その 1 食分を検査用として、7 2 時間以上摂氏 1 0 度以下で行わなければならない。

（適用除外）

第 1 3 条 旧条例第 4 条及び条例第 3 条

の規定に基づき許可をしたときは、営業許可証（第9号様式）を交付するものとする。ただし、露店営業等のうち営業期間が短期間であると市長が認める場合はこの限りではない。

の規定により、食品衛生上支障がないと認め、旧条例及び条例の規定を適用しない場合とは、次の各号のとおりとする。

(1) 飲食店営業及び喫茶店営業のうち、屋外に客席を設置する営業については、屋外の客席部分の基準を次のとおりとする。

ア 旧条例別表第1の第1の5の(1)の規定については、次のとおりとする。

(ア) 施設及びその周囲は、維持管理を適切に行うことにより、常に良好な状態に保ち、ねずみ、昆虫等の繁殖場所を排除すること。

イ 条例別表の第1の(3)の規定は適用しないものとする。

(2) 自動販売機を利用して行う営業については、次の規定を適用しないものとする。

ア 旧条例別表第1の第1の2の(6)から(8)まで並びに3の(7)及び(8)の規定

イ 旧条例別表第1の第1の14の規定

ウ 条例別表の第1の(3)から(11)まで及び同表第2の規定

(3) 自動車による食品の調理販売営業、露天営業その他これに類する営業については、市長が別に定める基

2 法 5 7 条第 1 項に規定する届出をした者は、届出済証交付申請書（第 1 0 号様式）により届出済証の交付を申請することができる。

3 保健所長は、前項の届出があったときは届出済証（第 1 1 号様式）を交付するものとする。

（営業許可証の書換え交付申請）

第 1 4 条 営業許可証の交付を受けた者は、営業許可証の記載事項に変更があったときは、保健所長に書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請は、営業許可証書換交付申請書（第 1 2 号様式）に、変更前の営業許可証を添えて行うものとする。

（営業許可証の再交付申請）

準を適用する。

(4) 食肉販売業のうち包装肉のみを販売する営業及び魚介類販売業のうち魚介類の処理を行わない営業その他これに類する営業については、処理室等の設置を要しないものとする。

(5) 旧条例別表の第 1 の 7 の規定にかかわらず、市長が別に定める営業については、食品衛生責任者の設置を要しないものとする。

（読替規定）

第 1 4 条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成 2 0 年四日市市規則第 3 2 号）第 2 4 条の規定により、同規則第 7 条の規定を適用しないときは、この規則の本則中「保健所長」とあるのは「市長」と、様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。

（補則）

第 1 5 条 営業許可証の交付を受けた者は、営業許可証を滅失し、若しくは毀損し、又は亡失したときは、保健所長に営業許可証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請は、営業許可証再交付申請書（第 1 3 号様式）により行うものとする。

3 営業許可証をき損した者が第 1 項の申請をするときは、前項の営業許可証再交付申請書に当該営業許可証を添えて行うものとする。

（営業許可証の掲示）

第 1 6 条 第 1 3 条の規定に基づき営業許可証の交付を受けた者は、営業施設内の見やすい位置に当該営業許可証を掲示しなければならない。ただし、調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業については、この限りではない。

（食品等の自主回収の届出）

第 1 7 条 法第 5 8 条第 1 項の規定による届出は、自主回収届（着手/変更/終了）（第 1 4 号様式）により行うものとする。

（生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の届出）

第 1 8 条 令第 3 5 条第 1 号に規定する飲食店営業、同条第 3 号に規定する食

第 1 5 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

肉販売業、同条第9号に規定する食肉処理業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業又は同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業を営もうとする者又は現に営む者のうち、生食用食肉の加工又は調理しようとするものは、法第54条に規定する営業施設ごとに、営業許可申請書・営業届出書(新規・更新)(第3号様式)(許可営業者にあつては、変更届出書(第5号様式))に次に掲げる事項を記載するとともに、生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の構造及び設備を示す図面を添えて届け出るものとする。

- (1) 届出者の氏名、生年月日及び住所
(法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)
- (2) 営業施設の所在地及び名称、屋号又は商号
- (3) 生食用食肉の加工又は調理を行う施設である旨
- (4) 加工又は調理の区分
- (5) 営業の種類及び許可番号
- (6) 次のいずれかに該当する者の氏名
 - ア 法第48条第6項第1号から第3号までのいずれかに該当する者
 - イ 法第48条第6項第4号に該当する者のうち令第35条第15号に規定する食肉製品製造業(法第48条第7項に規定する製造業が食肉製品製造業である場合に限る。)に従事する者

ウ 都道府県知事又は保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）が生食用食肉を取り扱う者として適切と認める者

(7) 規格基準のうち法第13条第1項の規定に基づく生食用食肉の加工基準に定める生食用食肉の加熱殺菌の方法

2. 保健所長は、前項の届出の内容が、条例第2条の営業施設基準に適合していることを確認したときは、生食用食肉取扱施設届出済証（第15号様式）を交付するものとする。

3. 前項の生食用食肉取扱施設届出済証の交付を受けた者は、営業施設の見やすい位置に当該生食用食肉取扱施設届出済証を掲示するものとする。

（生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の変更の届出）

第19条 前条第1項の届出をした者は、生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の構造及び設備を示す図面又は同項第4号、第6号若しくは第7号に掲げる事項に変更があったときは、変更届出書（第5号様式）に変更前の生食用食肉取扱施設届出済証を添えて（生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の構造及び設備を示す図面又は前条第1項第7号に掲げる事項の変更の場合を除く。）、速やかに保健所長に

届け出るものとする。

2 保健所長は、前項の届出（生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の構造及び設備を示す図面又は前条第1項第7号に掲げる事項の変更の場合を除く。）があったときは、当該届出に係る変更後の事項を記載した生食用食肉取扱施設届出済証を交付するものとする。

（生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の廃止の届出）

第20条 第18条の規定により届出をした者が、生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設を廃止したときは、遅滞なく、廃業届出書（第6号様式）に、第18条第2項の生食用食肉取扱施設届出済証（前条第1項の規定による変更の届出をしている場合は、変更後の生食用食肉取扱施設届出済証）を添えて、保健所長に届け出るものとする。

（ふぐを処理する営業施設の届出）

第21条 令第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第4号に規定する魚介類販売業、同条第16号に規定する水産製品製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業又は同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業を営もうとする者又は現に営む者のうち、ふぐを処理しようとするものは、法第54条に規定する営業施設ごと

に、営業許可申請書・営業届出書（新規・更新）（第3号様式）（既に営業許可を得ている者にあつては、変更届出書（第5号様式））に次に掲げる事項を記載するとともに、ふぐの処理を行う営業施設の構造及び設備を示す図面を添えて保健所長に届け出るものとする。

- (1) 届出者の氏名、生年月日及び住所（法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 営業施設の所在地及び名称、屋号又は商号
- (3) ふぐの処理を行う施設である旨の申告
- (4) 調理、加工又は販売の区分
- (5) 営業の種類及び許可番号
- (6) ふぐを処理する者の氏名
- (7) ふぐを処理する者として認められた資格に係る認定番号等

2 保健所長は、前項の届出の内容が、営業施設基準に適合していることを確認したときは、ふぐ取扱施設届出済証（第16号様式）を交付するものとする。

3 前項のふぐ取扱施設届出済証の交付を受けた者は、営業施設の見やすい位置に当該届出済証を掲示するものとする。

（ふぐ処理者として認める者）

第22条 施行規則別表第17第1号へに規定するふぐの種類の鑑別に関する

知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると市長が認める者（以下「ふぐ処理者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 条例第8条の規定により三重県知事がふぐ処理者免許を与えた者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める者

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、ふぐ処理者として認めないことができる。

(1) その責めに帰すべき事由により、ふぐ処理に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき。

(2) 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者

(3) 前項第2号に該当する者のうち、資格を与えた都道府県知事等から、当該資格を取り消され、又は停止されたものとする。

（ふぐの処理を行う営業施設の変更の届出）

第23条 第21条第1項の届出をした者は、ふぐの処理を行う営業施設の構造及び設備を示す図面又は同項第4号、第6号若しくは第7号に定める事項に変更があったときは、変更届出書（第5号様式）に変更前のふぐ取扱施設届出済証を添えて（ふぐの処理を行う営業施設の構造及び設備を示す図面

又は第21条第1項第7号に定める事項の変更の場合を除く。）、速やかに保健所長に届け出るものとする。

2. 保健所長は、前項の届出（ふぐの処理を行う営業施設の構造及び設備を示す図面又は前条第1項第7号に定める事項の変更の場合を除く。）があったときは、当該届出に係る変更後の事項を記載したふぐ取扱施設届出済証を交付する。

（ふぐの処理を行う営業施設の廃止の届出）

第24条 第21条の規定により届出をした者が、ふぐの処理を行う営業施設を廃止したときは、遅滞なく、廃業届出書（第6号様式）に、第21条第2項により交付されたふぐ取扱施設届出済証（前条第1項の規定による変更の届出をしている場合は、変更後のふぐ取扱施設届出済証）を添えて、保健所長に届け出るものとする。

（読替規定）

第25条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成20年四日市市規則第32号）第24条の規定により、同規則第7条の規定を適用しないときは、この規則の本則中「保健所長」とあるのは「市長」と、様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。

(情報通信の技術を利用する方法による手続)

第26条 第4条、第5条、第7条、第8条、第9条及び第17条に規定する手続きについて、書面による申請又は届出の方法に代えて、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、これらの規定による申請又は届出をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合には、各条に規定する届出又は申請が行われたものとみなす。

2 前項の規定により行われた申請又は届出は、同項の厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に保健所長に到達したものとみなす。

(補則)

第27条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第1号様式から第10号様式までを次のように改める。

食品衛生監視票交付申請書

年 月 日

四日市市保健所長 宛て

申請者 住 所

氏名又は名称及び

代表者氏名

電 話

次の施設について、食品衛生監視票の交付を受けたいので申請します。

許 可 (届 出) 番 号		
業 種		
営 業 所 住 所		
屋 号		
営 業 者 氏 名		
重 要 工 程 管 理 の た め の 取 組 の 適 用 (該当するものに○)	A	食品衛生法第51条第1項第2号の規定に基づく食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組を行う施設
	B	食品衛生法第51条第1項第2号の規定に基づく食品衛生上の危害の発生を防止するためにその取り扱う食品の特性に応じた取組を行う施設

交 付 部 数	
---------	--

領収証（控）貼付

食品衛生管理者選任（変更）届出書

下記のとおり、食品衛生管理者を選任（変更）したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。
（※営業許可申請書・営業届に添付する場合であって、内容が重複する項目（色付き項目）は記載を省略することができます。）

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地 (ふりがな)		
	届出者氏名 ※法人にあつては、 その名称及び代表者の氏名 年 月 日生		
施設情報	施設の所在地 (ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
令第13条に規定する食品又は添加物の別		①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ②加糖粉乳 ⑤魚肉ハム ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ③調製粉乳 ⑥魚肉ソーセージ ⑨マーガリン ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） ④食肉製品 ⑦放射線照射食品 ⑩ショートニング	
食品衛生管理者情報	氏名	(ふりがな) 年 月 日生	
	住所		
	職名		
	職種		
	職務内容		
	選任（変更）年月日	年 月 日	
備考	添付書類		<input type="checkbox"/> 履歴書 <input type="checkbox"/> 資格等を証する書面 <input type="checkbox"/> 営業者に対する関係を証する書面
	(ふりがな)		電話番号
	担当者氏名		

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

四日市市保健所長

宛て

営業許可申請書・営業届出書（新規・更新）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	年 月 日生		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載	
自動販売機の型番	業態		
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	□	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	□	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

四日市市保健所長 宛て

地位承継届出書

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（ ）

※ 承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	生年月日	年 月 日生
	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	被相続人との続柄	
被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書（相続人が二人以上いる場合）	
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）		
分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）		

営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
番号	年 月 日		
備考	※食品衛生申請等システムへの代理入力に不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(□)		

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】

年 月 日

※赤枠内については変更がある項目のみ記載してください。

整理番号：

※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

※申請者、届出者による記載は不要です。

四日市市保健所長

宛て

変更届出書

食品衛生法施行規則（第71条）・四日市市食品衛生法施行細則（第11条、第18条、第19条、第21条、第23条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
業種に応じた情報	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
指定成分等含有食品を取り扱う施設		<input type="checkbox"/>	
輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)		電話番号
	担当者氏名		

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第 55 条第 2 項関係		該当には	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
	(2) 食品衛生法第 59 条から第 61 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに (1) (2) のいずれかに該当する者があるもの。		<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	令第 13 条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が 1,400 グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑥食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング			
	(ふりがな)		資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合	
①水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道）				
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水（ ）				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	調理	<input type="checkbox"/>
			加工	<input type="checkbox"/>
			販売	<input type="checkbox"/>
(ふりがな)				
ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等		
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面		<input type="checkbox"/> 食品衛生責任者選任予定の場合は、誓約書	
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果		<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 営業を譲り受けたことを証する書類		<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の場合は、第 18 条第 4 号、第 6 号、第 7 号を示す書類		<input type="checkbox"/>	
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類		備考
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考	※食品衛生申請等システムへの代理入力に不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください（ <input type="checkbox"/> ）			

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】

※赤枠内は、必ず記載して下さい。

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

四日市市保健所長

宛て

廃業届出書

食品衛生法施行規則（第71条の2）・四日市市食品衛生法施行細則（第11条、第20条、第24条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCP の取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCP に基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCP の考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営 業 の 形 態		備考
	1		
	2		
	3		
廃業年月日			
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第 55 条第 2 項関係		該当には	<input checked="" type="checkbox"/>
	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けること(1)がなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。			<input type="checkbox"/>
	食品衛生法第 59 条から第 61 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年(2)を経過していないこと。			<input type="checkbox"/>
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。			<input type="checkbox"/>
営業施設情報	令第 13 条に規定する食品又は添加物の別		<input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が 1,400 グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング	
	(ふりがな)		資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受講した講習会	講習会名称 年 月 日
業種に応じた情報	使用水の種類 ①水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道） ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水（ ）		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合	
	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	調理	<input type="checkbox"/> 加工 <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/>
添付書類	(ふりがな)			
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等	
	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 <input type="checkbox"/> 食品衛生責任者選任予定の場合は、誓約書 <input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 営業を譲り受けたことを証する書類 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の場合は、第 18 条第 4 号、第 6 号、第 7 号を示す書類			
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考	※食品衛生申請等システムへの代理入力に不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（ <input type="checkbox"/> ）			

第7号様式（第11条関係）

業 務 開 始 届 出 書

年 月 日

四日市市保健所長 宛て

届出者 住 所

（ふりがな）

氏名又は名称及び

代表者氏名

生年月日

電 話

E-mail

四日市市食品衛生法施行細則第11条第1項の規定により、次のとおり届け出します。

施 設 の 所 在 地	TEL
ふ り が な	
施 設 の 名 称 等	
業 務 の 種 類 ※ (該当するものに○)	1 1号該当（継続的に特定かつ少数の者に食品を供与する事業） 2 2号該当（福祉の増進を目的に高齢者等に飲食物を喫食等させる事業） 3 3号該当（器具又は容器包装、おもちゃの製造）
※が1、2の場合 1回あたりの提供食数	
※が3の場合 取り扱う製品の種類	

届出番号

届出済証

業種

営業所

屋号(名称)

氏名

四日市市食品衛生法施行細則第11条の規定による届出を受理したことを証する。

年 月 日

四日市市保健所長

届出日 年 月 日

許可番号

営業許可証

業種

営業所

屋号

氏名

食品衛生法第55条の規定により次の条件をつけて許可したことを証する。

年 月 日

四日市市保健所長

有効期間 年 月 日から

年 月 日まで

条件

◎注意 この許可証は店頭の見やすいところへ掲示すること。

営業を廃止したときは必ず返納すること。

届出済証交付申請書

年 月 日

四日市市保健所長 宛て

申請者 住 所

氏名又は名称及び

代表者氏名

電 話

次の施設について、届出済証の交付を受けたいので申請します。

届 出 番 号	
業 種	
営 業 所 住 所	
屋 号	
氏 名	
届 出 日	年 月 日

領収証（控）貼付

第10号様式の次に次の6様式を加える。

届出番号

届出済証

業種

営業所

屋号

氏名

食品衛生法第57条の規定による届出を
受理したことを証する。

年 月 日

四日市市保健所長

届出日 年 月 日

営業許可証書換交付申請書

年 月 日

四日市市保健所長 宛て

申請者 住 所

氏名又は名称及び

代表者氏名

電 話

次のとおり変更したので営業許可証の書換交付を申請します。

変更内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	屋 号 氏 名 そ の 他 ()		
変 更 を 生 じ た 年 月 日		年 月 日	

該当する許可の情報

許 可 番 号	
業 種	
営 業 所 住 所	

備考 申請の際は、従前に交付した営業許可証を添付すること。

領収証（控）貼付

営業許可証再交付申請書

年 月 日

四日市市保健所長 宛て

申請者 住 所

氏名又は名称及び

代表者氏名

電 話

次の施設について、営業許可証の再交付を受けたいので申請します。

許 可 番 号	
業 種	
営 業 所 住 所	
屋 号	
氏 名	

- 備考 1 営業許可証をき損した場合は、その許可証を添付すること。
2 再交付を受けた後失った許可証を発見したときは、発見した許可証を提出すること。

申 請 理 由	
---------	--

領収証（控）貼付

整理番号：
届出者による記載は不要です。

四日市市保健所長

宛て

自主回収届（着手/変更/終了）

※変更、終了を届け出る場合は、変更箇所のみ記載してください。なお、色付け箇所は変更等がない場合も記載してください。色付け箇所を変更する場合は、変更箇所がわかるように丸印をつけてください。

赤枠内については営業者（届出者）が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合は記載してください。

食品衛生法第58条第1項□ 食品表示法第10条の2□の規定に基づき、次のとおり食品等の自主回収を届出します。

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあつては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな) 届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 ※食品表示法に関する自主回収の場合は表示に責任を有する者		
回収担当部門	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	回収担当部門所在地		
	回収担当部門・担当者氏名（ふりがな） ※食品表示法に関する自主回収の場合は表示に責任を有する者		
回収委託先情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	委託事業者住所 ※法人にあつては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな) 委託事業者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		
製造所又は加工所情報(注)	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	製造所又は加工所の所在地		
	(ふりがな) 製造所又は加工所の名称（屋号、商号は追記してください） ※法人にあつては、その名称		
回収する食品等の情報等	食品等の一般名称：		商品名：
	食品等の特定情報（形態、内容量、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号、ロット番号、表示事項、出荷者、農場等）		
	※多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。		
	回収の理由	内容	
<input type="checkbox"/> ①食品衛生法に違反 <input type="checkbox"/> ②食品衛生法に違反するおそれ <input type="checkbox"/> ③食品表示法に違反 <input type="checkbox"/> ④食品表示法に違反するおそれ			

(注) 一次産品の場合は、出荷者等の営業所等の情報 (注) 輸入品の場合は、輸入業者の営業所等の情報

回収する食品等の情報等	回収着手時点における販売状況（販売地域、販売先、販売日、販売数量等）※多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。	
	回収に着手した年月日	年 月 日
	回収の方法（回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収後の対応、回収終了予定等）	
	回収状況（販売数量に対する回収数量、回収終了等）※届出時点	
	健康被害の発生状況（生命又は身体に対する危害の発生の有無）	
	健康への危険の程度※都道府県等において記載	内容※都道府県等において記載
画像（商品の全体がわかる画像、表示（食品関連事業者、製造所・加工所、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号・ロット番号等） ※多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。		
備考		
担当者 (ふりがな) 担当者氏名	電話番号	

生食用食肉取扱施設届出済証

- 1 届出者の氏名（法人にあつては名称）
- 2 営業施設の所在地及び名称
- 3 生食用食肉取扱者氏名
- 4 業種
- 5 加工又は調理の区分
- 6 届出年月日
- 7 施設確認年月日

年 月 日

四日市市保健所長

留意事項

- ・ 消費者に、食肉の生食は食中毒の危険があること、子どもや高齢者は食肉の生食は避けるよう、注意を呼びかけてください。
- ・ 生食用食肉の取扱いを中止した場合又は規格基準に適合しなくなった場合には本証を添えて廃業届出書を提出してください。
- ・ 本証を施設の見やすい位置に掲示してください。
- ・ 生食用食肉とは、牛の食肉（内臓を除く。）であつて、生食用として販売又は提供するものをいいます。

ふぐ取扱施設届出済証

- 1 届出者の氏名（法人にあつては名称）
- 2 営業施設の所在地及び名称
- 3 ふぐ処理者氏名
- 4 調理、加工又は販売の区分
- 5 業種
- 6 届出年月日
- 7 施設確認年月日

年 月 日

四日市市保健所長

留意事項

- ・ ふぐの取扱いを中止した場合には本証を添えて廃業届出書を提出してください。
- ・ 本証を施設の見やすい位置に掲示してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（以下「旧法」という。）第52条第1項の許可を受けて営業を行っている者については、旧法第52条第3項の有効期間の満了する日までの間は、この規則による改正前の四日市市食品衛生法施行細則（以下「旧規則」という。）第13条第1号イ、第2号ウ、第3号及び第4号の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に旧法第52条第1項の許可を受けて営業を行っている者が、旧法第52条第3項の有効期間の満了する日までに第7条の規定に基づく地位の承継の届出、第8条の規定に基づく申請事項の変更の届出又は第9条の規定に基づく廃業の届出を行う場合については、それぞれ旧規則第8条、第6条又は第7条の規定の例により行うものとする。

(施行前準備)

- 4 この規則による改正後の第5条第1項の規定による届出は、この規則の施行日前においても、改正後の第26条に規定する方法により行うことができる。

(健康福祉部衛生指導課)